

非営利法人(仮称)制度の創設に関する検討課題(社団関係その5)  
計算書類等及び定款等の開示(閲覧等・公告)について

第2 非営利社団法人(仮称)

4 計算等

(1) 会計帳簿並びに計算書類等の作成及び承認

会計帳簿並びに計算書類等の作成及び承認について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

原則として、企業会計原則による方向で検討する。

【関連規定】 民法第51条第1項、中間法人法第59条第1項、第2項、第60条第3項、

有限会社法第43条第1項、第3項、第46条、商法第32条、第281条第1項、第281条ノ3第1項、  
第283条第1項

(2) 計算書類等の開示

計算書類等の備置、備え置く場所及びこれらの書類の閲覧又は謄抄本の交付の請求等について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

1 社員及び法人の債権者は、非営利社団法人(仮称)に対して、計算書類等の閲覧又は謄抄本の交付を請求することができることとする。

2 1に掲げる者以外の者についても、計算書類等の閲覧又は謄抄本の交付を請求できることとすべきか。

3 株式会社に倣い、貸借対照表若しくはその要旨を公告し、又は、公告に代えて、貸借対照表に記載された情報をインターネット上のウェブサイトに表示しなければならないこととすべきか(商法第283条第4項から第6項まで参照)。

【関連規定】 民法第51条第1項、中間法人法第61条第1項、有限会社法第43条ノ2第1項、

商法第282条第1項等

(3) 定款等の開示

定款、社員総会の議事録等の備置、備え置く場所及びこれらの書類の閲覧又は謄写の請求等について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

1 社員及び法人の債権者は、非営利社団法人(仮称)に対して、定款、社員総会の議事録等の閲覧又は謄写を請求することができることとする。

2 1に掲げる者以外の者についても、定款等の閲覧又は謄写を請求できることとすべきか。定款に定めた事項のうち、一般的な開示が必要と考えられる事項については、これを登記事項とすることによって開示すべきではないか。

3 社員名簿の開示(閲覧・謄写)の在り方については、個人識別情報の取扱いやプライバシーの保護の観点を含め、なお検討する。

【関連規定】 民法第 51 条第 2 項、中間法人法第 68 条第 1 項、有限会社法第 28 条第 1 項、

商法 263 条第 1 項等